慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古田拓也著 ロバート・ フィルマーの政治思想 : ロックが否定した王権神授説
Sub Title	Takuya Furuta, The political thought of Sir Robert Filmer
Author	川添, 美央子(Kawazoe, Mioko)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2021
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Keio University Hiyoshi review of social science). No.31 (2020.) ,p.37- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20210331-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

この著作物は著作権法によって保護されています／This content is protected by the Japanese Copyright Act

（書評）

古田拓也著
ロバート・フィルマーの政治思想
――ロックが否定した王権神授説――

（A５判，282頁，4,700円＋税，岩波書店，2018年）

川　添　美央子

日本ではもっぱらジョン・ロックの論敵として（のみ）知られるロバート・フィルマーの政治思想を扱った本書は，フィルマーおよび17世紀イギリス政治思想に関心のある読者はもちろん，そうでない者にも多くの示唆を与える力作である。

まず本書を繙いた読者は，テンポの良い読みやすさによって，著者の問題意識の世界へとごく自然に引き込まれる。それも表面的な文章の上手さというより，「舶来の藁人形」（182頁）といった，対象の深い理解に由来する卓抜な表現や比喩が頻出することで，フィルマーの思想にせよその日本との関係にせよ，具体的なイメージを容易に描くことができる。

また，言語行為として著作を見るというスキナー的手法を取り入れながらも，その現代的意義が分かりにくいという，スキナーの弱点があてはまらない点も注目すべきである。フィルマーという，およそ現代性もない古色蒼然たる印象の思想家から現代的意義を引き出した……すなわち現代社会への鋭い問いかけをする思想家という側面を引き出した手腕は，方法論の産物というよりは，強く明確な問題意識が育て上げたものだろう。具体的に，本書の功績を幾つか取り上げるとともに，今後の課題として望むものも列挙してゆく。

１節　本書の功績

１　第一部について

本書の第一部は，著者の採用する方法論が豊かな生産力を持つことを示した点で特筆すべきであろう。

本書では「フィルマーはひとつの選択をした」といった記述をたびたび目にする。このように選択や決心に着目し，フィルマーにとっての幾つかの岐路と，選択した方向を明らかにする手法が，作品

の意図と同時に理論構造も明らかにできることを示す一つの事例となっている。たとえば『パトリアーカ』にはまだ神への恐れ，良心，宣誓，自然法等々に縛られる君主のありかたという要素が含まれていた（57頁）が，その後，フィルマーがそのように読まれる可能性を捨てたという選択がしばしば言及されている。ここに注意を向けることによって，フィルマーの理論が胚胎していた緊張が明らかになる。つまり「君主制の権威を神の権威によって高めようとする企図と，歴史上存在してきた主権をアダムの権利によって説明しようとする手法との緊張」である（59頁）。こうして選択肢と選択を描くという手法は，言語行為としての思想理解に資するだけでなく，思想が内包する要素間の相剋を描く上でも有効だと示してみせた。この点については，続く1652年の『服従指針』において，原理と忠誠の板挟みにあうなかで自らの矛盾を自覚するきっかけを得たことや，『アリストテレス論考』において，ホッブズの代表制論を採用しないという選択によって，共和制支持という選択を捨ててチャールズへの忠誠の余地を残したこと，生前『パトリアーカ』を出版しないという選択をしたこと，等々についてもいえる。初期の作品が胚胎していた矛盾が様々な歴史的事件の推移のなかで著者に自覚され，選択を迫り，作品の方向性が収斂していったプロセスを丹念に描く手法は，思想をその形成過程から描き，結果的に理論構造の内在的理解を促す。これらは，スキナー的方法論の生産性に関心のある研究者にとって示唆に富むものではないだろうか。

2　第二部について

第二部を読んでいて目を瞠るのは，フィルマーを肉として味わうのをやめ，メスとして使うことで，結果的に豊かな収穫が得られていることである。フィルマーのように必ずしも重要と見なされていない思想を，分析の対象ではなく，分析の枠組や道具とすることの有効性の一つの例示となっている。

最初の解剖の対象とされているのは，第三章のテーマたる J. ロックである。研究しつくされてきたロックの思想の中で，フィルマーというナイフを使ったからこそ切り出せているものは何だったか，私が感じたことを記してみたい。

一つめは，「明示的同意」「暗黙の同意」をめぐってロックが直面したジレンマをあぶり出したことだろう。黙示的同意で説明を終えてしまえば，デ・ファクトな服従を正当化するだけの議論と堕してしまうし，明示的同意を前提としても，結局黙示的なものを呼びこまざるをえな

かったというロックの困難が，フィルマーの批判と付き合わせることで明確になっている。これは「様々な著作にまたがって」（137頁）なされている，緻密なフィルマーの契約説批判が的確に再構成されたことによって可能となったものである。ただし評者自身はロック研究者ではないため，ロックの同意論をめぐる研究史の中で，この章の分析がどこまで新しい知見を提示できているのか，評価はできない。しかし，フィルマーによる批判との比較の中で，ロックが「同意論と神の意志を神学的パラダイムの枠内で接合した」（159頁）という指摘は新鮮で十分に納得できるものだった。

上記の点とも関連する第二の，かつ中心的なポイントは，『統治二論』が神学的前提に深く根を下ろした作品であることを，説得力のある仕方で描き出していることである。勿論この読み方も特段目新しいテーゼではない。ただ，それ自体は聖書から引き出されていない，鋭い契約説批判を示す世俗的なフィルマーと，脱キリスト教的な道徳の論証に失敗して，道徳を聖書に基礎づけざるをえなかったロックが対比されることによって，ロックの政治社会にとって神の命令が不可欠だあった事情を効果的に描いている。こうしてロックが神学的前提に立たざるをえない状況へ追い込まれたプロセスを明らかにしたことは，神学的枠組あってこそのロック思想という解釈を有効に補強した貢献だったのではないか。

この論点が重要なのは，神学的前提あってのロックという要素が，四章においても通奏低音として効いているからである。四章では近代日本におけるいくつかの論争が主題とされている。本書によれば戦前において，穂積，戸水，高橋，美濃部，上杉などの論者がみな特殊「日本」という価値体系をそれぞれの仕方で受け入れており，その中で穂積を侮蔑するためにフィルマー主義というレッテルが使われたり，美濃部によっても早々に片付けるべき家族主義的国家観を表象するためにフィルマーの名が呼び出された。われわれはつい，戦前日本をフィルマーになぞらえて理解しがちである。しかしここに登場する論者がみな「日本」という価値を，フィルマー主義とは違うものと考えていたことは，戦前の自己認識の多様性を明らかにした貢献といえるだろう。これはフィルマー主義が誰にとっても侮蔑的レッテルだったことに目をつけたからこそあぶり出せた面だといえる。

しかし，戦後の論客達による戦前日本とフィルマー主義との同一視，また戸水や高橋が日本の特質として述べる「天皇への先天的崇拝」「団結」などから見えてくるのは，戦前日本とフィルマー主義

との拭うことのできない親近性である。戦前の登場人物達が大真面目に，自分たちとフィルマーは違うと主張することができたのは，彼らがロックと真剣に向き合わなかったからであるように，私には感じられた。ロックの洗礼を受けたわれわれが今振り返ってみれば，フィルマーが述べる，十戒第５戒に基礎づけられた君主への服従や，その服従の自然性と，美濃部が述べるところの「日本では，赤子が慈母を愛するように天皇を慕う」という状況とに，大きな隔たりを見いだすことは難しい。

そしてこの親近性があるからこそ，ロックに対するフィルマーの批判である，「契約によって政治を考えることの意味とは」という問の重たさが，近現代日本においてより一層際立ってくる。フィルマーとは，極端な言い方をするなら「奴隷で隷従していてもよいではないか。平和な世でさえあるなら」と私達の耳元で囁く思想家である。そして私には，著者の大きな問題意識の一つに，現代日本人が服従しすぎるという問題があるように思えた。著者のパラフレーズによるフィルマーの問いかけとは，「政治を契約の観点から考えたことにいかなる価値があったか」というものである。これを，服従しすぎる日本人の立場からの言葉にするなら，「私達は隷従の中で心地よくまどろんでいるのに，なぜわざわざ目覚めて政治を担う主体にならなければいけないのか」という不満のつぶやきへと変換されうる。つまり，日本人の心性にはどこか，フィルマーの問いかけと共振するものがあるゆえに，結果的にロックが描いたという「自由主義的に政治を考えることが有意味になる条件」（211頁）の難しさが際立ってくるのである。

フィルマーとロック，フィルマーと戦前戦後の日本の関係を明確に描いた叙述は，神なき時代において自由主義的な社会の前提を維持することの困難さをあらためて突きつけてみせた。これはひとえに著者の問題意識の鋭さがなしえたものであろう。

２節　フィルマーの政治空間へ向けて

ここまで本書の功績について述べてきたので，続いて注文を並べてゆく。本書がスキナー主義的方法論に基づき，一つの説得力あるストーリーを提示した，十分な完成度を備えた研究書であることは間違いない。とはいえさらなる掘り下げが欲しい思う局面がしばしばあったのも事実である。

そもそも全体的な印象として本書に限らず，テクストの意図に切り込むタイプのスキナー的な研究は，一つ一つの言葉（例えば「権利」「権力」「自然」など）

の持つ内実や奥行き，伸縮，一つの言葉が背負っている背景や歴史といったものをあまり追求しないため，結果としてテクスト読解が若干表面的になったり，思想の輪郭や内実が分かりにくくなってしまう危険性がある。本書でもややその傾向は感じたので，異なる方法論を好む研究者から見ると，どのような点に食い足りなさを感じるのか，指摘してゆきたい。

著者はロックの同意について，適切にも「ロックにとっての同意は倫理的真空状態ではなく，倫理に満たされた世界での出来事」であり，「規範体系が先立つ」と述べている。他方，フィルマーが前提としたのはどのような政治空間だったのか，具体像が伝わってこなかった。私の不満は，ほとんどこれに尽きる。家にたとえていうなら，外観・立地・建てられた方角・そのように建てられなければならなかった事情は分かったが，内部の様子（内観，間取り，柱など）がほとんど見えてこない。その都度説明や言及はなされているのだが，一つ一つの概念の明確化や掘り下げが足りなかったり，重要な概念どうしの関係が扱われていないので，フィルマーの政治空間について，具体的でまとまった像を結びにくかったように思う。具体例を挙げてみてゆく。

1　自然と秩序

まず，フィルマーにとって「自然」とは何だったのか。『パトリアーカ』『アナーキー』を眺めわたしてみると，著者も指摘するように，『パトリアーカ』では「自然」は意味のある仕方でそれなりに頻出し，一定の機能を果たしている。しかし『アナーキー』を眺める限り，フィルマーが「自然」「自然的」「自然法」などの語を，一定の実質を伴った自分の言葉（武器）として使う局面が，至極少ない印象を受ける。

まず『パトリアーカ』について，著者の叙述に従ってみてゆこう。「人はすべての束縛からの自由，好ましい統治形態を好きに選べる自由を与えられて生まれてくる」という教義が「自然法の諸原理にさえ反するものである」（39頁）という具合に，人間の自然的自由を否定するにあたって，自然法は根拠として機能している。また著者は「両親への服従の自然性」といった表現を何度かしているが，これも「両親への服従が自然法によって直接義務づけられている一方で……」という引用があることから（47頁），自然法を根拠として「自然性」と言われているようである。『パトリアーカ』では確かに，自然法が君主を拘束するというおなじみの図式をフィルマーも受け入れていたことは，「君主は〈父の自然法〉に

よって，その〈臣民の土地，財産，特権や生活を守る義務〉を負っていると述べていた」(97頁）ことからも明らかである。ここでたびたび登場する自然法について，著者なりの補足があるとわかりやすくなったと思われるが，「父の自然法」という表現もあることから，世俗化される以前のキリスト教的色彩の濃い自然法だったのだろう。

これが『アナーキー』になると，様子が変わる。私が瞥見した限りでも，フィルマーが「自然」「自然的」などの語を『アナーキー』で使う局面というのは，仮定の話で出てくることが多い。「もし自然が全て人間を自由なものとして作ったということが真実であるとしたら[1]」「もし全ての子どもたちが両親の同意によって拘束されるのではなく，年端もいかない者達だけが拘束されるという答えなら，自然の中にはどのような未成年者も存在しないということが……[2]」などである。自分の言葉として「自然」を使うときが皆無ではないものの[3]，「『アナーキー』においては，ネロやカリグラも登場せず，父の自然法による制限が言及されることもなくなる」(97頁）という指摘にもある通り，こちらの作品では，「自然法が充満しなくなった空間」が出現しているようである。

すると，「自然の存在感」という観点に照らして見た時，『パトリアーカ』から『アナーキー』への移行の過程で起こっていたことは何だったのか。ここで注目すべきは「この支配権の転移は，人間には知り得ない神の意志に基づいてなされている。王は神の摂理によって選ばれており，神からアダムの権利を受け取ったとされる」(52頁）という記述である。この「神の意志は人間には知り得ない」という考え方は，神学における主意主義と主知主義の論争の中で，主意主義側の主張としてよく登場する。従って，フィルマーにおける裸の摂理主義とアダムの権利の合体とは，長い伝統をもつ神学的主意主義の政治思想的表現の一つとして理解できる。

だとすると，全ての主要概念どうしの関係を洗い出す必要はないにせよ，フィルマーにおける，一方での「アダムの権利」「摂理」と，他方の「自然」「自然法」との関係については，多少の考察があってよかったのではないか。それぞれ主意主義や主知主義の伝統を背負った概念や考え方であり，後者は『パトリアーカ』では一定の存在感を示しているだけに，これらもまたフィルマー思想内部における緊張に光を当てるために有効だったと思われる。ジルソンは「自然的本性の不壊と，神の創造性の豊かさから起こる第二原因の効力とを信じなくなるときに，

宗教改革の機が熟す[4]」と述べた。つまり奴隷的意志や神の摂理といった要素は，神が創造した自然（自然法，自由意志等を含む）の力への信頼がなくなったときに台頭する。このことに鑑みるならば，『パトリアーカ』から『アナーキー』への変化というのは，自然への信頼か摂理への神頼みかという思想史的せめぎあいがフィルマーという一人の思想家の中でなされ，フィルマーの中で自然を信頼する態度が敗北し，摂理主義が勝利をおさめたもの，という思想史的出来事だったと推測できる。このように，ある言葉や考え方が背負っている歴史をにらみながら，概念どうしの関係を扱うことで，フィルマー政治思想が胚胎する葛藤の深みに，光を当てることができたであろう。

一つ一つの言葉への踏み込みが若干足りないゆえに，フィルマーの政治空間のイメージがつかみにくいという傾向は，同様に「平和」「秩序」「権力」「善く生きる」などについても言えることである。おそらく上記の「自然」と同様，フィルマーがあまり定義というものをしなかったのであろう。とはいえ，文脈や使われ方を見ながら，あるいは本人が身につけていた素養を考慮に入れながら，ある言葉の意味に関して，同定できるものについては同定してゆくのも研究者の仕事である。そういう意味で「彼の擁護しているものが，いまや〈秩序〉それ自体になった」（87頁）という記述についても，補足説明が欲しかった。なぜなら『パトリアーカ』と『アナーキー』を見比べてみるならば，フィルマーが非常に誇らしげな様子で，高らかに「秩序」の語を用いているのが，むしろ『パトリアーカ』であるように見えるからである。『パトリアーカ』では以下のように，「秩序」の語に肯定的で実質的な意味を見いだしていることはよく伝わってくる。

> 実際のところ，世界は長い間，君主政以外の統治形態を知らなかった。最良の秩序（the best order），最大の力，最高の安定性，それに最も平明な統治は，君主政において全てが見いだされるのであり，その他の統治形態にはない[5]。
>
> 充分に秩序づけられた議会（a well ordered Parliament）は，大きな利益を王と人民の双方にもたらす[6]。

しかし，『アナーキー』においては，「秩序」の語はパーカーの考えを紹介したりそれについて言及したりする時に登場する。たとえば「彼（パーカー）は，我々に，〈今や，大半の国々で，公共的な集会のための政策や平和的な秩序が見いだされている〉……ということを教える[7]」

などである。自分の言葉として信頼感をよせて「秩序」の語を使っているところが，『パトリアーカ』ほどは見当たらない。従って，『アナーキー』において「彼の擁護しているものが，いまや〈秩序〉それ自体となった」という時の〈秩序〉の内実とは何なのか。『パトリアーカ』で頻出する「秩序」の意味との共通点や差異はどのようなものなのか。これらの点についての補足説明が添えられることで，『アナーキー』において擁護しようとした政治社会の特性も描けたのではないか。

フィルマーの想定した政治空間を明らかにしてゆく手がかりは，上述の「自然」「秩序」に限らず，様々な方面からのアプローチが可能だと思う。たとえば，全く別の角度からの分析として，『必要性』というボダンの抜粋集も気になる。ボダンの『国家論』の中で，『必要性』へと抜粋されなかった部分には何が書かれていたか，確認するとよいのではないか。そこにことごとく法的なものや倫理的なものが並んでいたとすれば，それらもまたフィルマーが共同の空間から抜き去りたかったものだということになる。

2　権力

フィルマーの政治空間のイメージを得るためには，「権力」の概念を分析することも有効だろう。特に『アナーキー』の次の箇所は注目に値する。

> エヴァは，アダムが原罪を犯す以前は，彼に臣従していた。天使たちは，彼らは無垢な本性であったが，神に臣従している。このことは，政治的統治（civil government）や権力をおとしめようと，それらは原罪によって持ち込まれたという者たちの物言いを反駁している。「強制的」な権力としての統治は，原罪の後に存在した。なぜなら強制は，無垢の状態においては存在しなかったところの何らかの混乱を想定しているからである。しかしながら，指導的権力（directive power）に関しては，人間本性の条件がそれを要求する。なぜなら政治社会（civil society）は，統治の権力なしには想像されえないからである[8]。

この箇所にはフィルマーの一筋縄ではいかない独特の思考回路が現れている。なぜなら，「自然」への信頼を失った思想家らしいわりには，ルターやアウグスティヌス的な，原罪を矯正するための権力，という見方を取っていないように見えるからである。原罪以前の統治や支配について civil government という語が使われているのも興味深い。私の推測だが，

以下のような記述が念頭にあって，Oeconomia や，ハントンの public との差別化をはかったのかもしれない。

なるほど彼（アダム）はその家族の長であり，ゆえに「家政的（Oeconomica）」権力を有してはいた。しかし彼は創造によって国家を統治する権力を有しているわけではない[9]。

なぜなら彼（ハントン）の教説では制限君主政においては，「最初の設立によって，公共社会 the public society は，権力を一人の人間に与えた」ということだからである。だとすると，王ではなく公共社会こそが権力の首位者であり源泉ということになってしまうのではないか[10]。

これらの「家政的」「公共的」との差別化の中味を掘り下げることで，フィルマーの civil とはどのような領域を指すのか，明らかにできるのではないか。

また directive power をここへ持ってきて権力を説明していることの意味も，検討に値するテーマであったろう。directive power の語は中世においてローマ教皇の権力を説明するために使われた potestas directa を連想させる。フィルマーの direcrive power は，霊的事柄の優位性を根拠にしつつ，ローマ教皇が世俗の事柄に直接介入できる権力を指した potestas directa の痕跡を多少なりともとどめているのか，あるいは全く別物なのか[11]。その点を考察することで，近代の成立におけるフィルマーの貢献と位置付けを明らかにでき，またフィルマーの権力概念のイメージをつかむ大事な糸口にもなるのではないか。

ここまで述べたようなことを予備作業としてやっておくと，本書の３章や４章で行った分析を，より深い次元で行うことができたであろう。

３章で著者は「人間は『神の所有物』であり，自己保存の義務を有しているがゆえに，ロックにとって，人間は『人間を奴隷化するような絶対主義体制にはそもそも同意することができない』」（160頁）と述べる。この言葉を本当に理解するためにも，フィルマーが想定する臣下や国民の奴隷的性格を詳述することが，ロックを位置づける座標軸を設定することにもなる。

たとえばフィルマーの作品を見渡す限り，「理性」という語の登場回数がきわめて少ないことは一つの特徴だと思うし，以下の記述も示唆的である。

（ハントンは）一方では「道徳的判断は，理性的創造物に内在しており，それを実行することは彼らにとって合

法的」と付け加えているが，彼は，権威的で政治的な判断が理性的な被造物に内在していないことを，もしくは合法的には執行されえないことをほのめかしているように思われる。そのような結論は，無政府状態に良く適したものである。というのは，全ての統治を取り去り，全ての人間を彼自身の良心に取り残す者は，そしてそれゆえ，人を独立の状態とする者は，おそらく権威が理性的被造物に内在せず，合法的に実行もされえないと教えるだろうからである[12]。

この記述からフィルマーは，「権威を受け入れるものである」ことを，理性的被造物としての人間の重要な要素と見なしていたらしいことが伝わる。では「権威を受け入れる」望ましくも素直な人間と，「奴隷」との間に，フィルマーは明確な境界線を見いだしていたのか。『アナーキー』の最後において肯定的に捉えられている「絶対的な臣下であること(absolute vassals)」と slave の根本的な違いはあったのかという点を手がかりに，フィルマーが想定する人間像をスケッチしておくと，ロックの「奴隷ではない」という主張の意味を逆照射できたのではないか。

４章についても，フィルマーの「自然」や「秩序」の内実を明確化したうえで，戸水や美濃部，上杉らの描いていた「日本固有のもの」を因数分解してみて，なにがしか共通の因数を見つけることができれば，「いかなる意味において，どの程度，フィルマーは日本の自画像だといえるのか」という問題に対し，くっきりとした答えを提示できるだろう。その考察は十分に現代性があると考える。

やや注文が多くなってしまったが，先程も述べたように，本書は外観・立地・方角・建てられた事情については，着実な調査に基づき立体的な像を提示してくれた力作である。今後は引き続き，内観や柱についての詳細なスケッチを提出し，フィルマーの政治空間を明らかにしてほしいし，戦前日本との比較考察があれば，さらに我々の自己理解にも資するものとなろう。著者の力量があれば，それらは十分に可能な課題のはずである。

本稿は2019年１月12日の研究会 Quo Vadis で行われた合評会での報告原稿を元にしている。活字化の遅れをお詫びするとともに，真摯に応答して下さった古田拓也氏にあらためて御礼申し上げたい。

本文中に括弧内で示した頁数は，書評対象図書からのものである。フィルマーの作品については，以下の版の頁数を示す。フィルマ

ーの引用の訳文については，おおむね以下の著作集に従っているが，一部変更したところも，古田訳をそのまま採用したところもある。

著作集：『フィルマー著作集』伊藤宏之・渡部秀和訳，京都大学学術出版会，2016年

Laslett：*Patriarcha and Other Political Works of Sir Robert Filmer*, ed. Peter Laslett, Blackwell, 1984.

注

1　著作集261頁，Laslett, p. 285.

2　著作集265頁，Laslett, p. 287.

3　たとえば以下の箇所など。「『指導的』権力に関しては，人間の自然の状況がそれを要求する」著作集269頁，Laslett, pp. 289-290.

4　Gilson, *L'esprit de la philosophie médiévale*, Paris: J. Vrin, 1998, p. 303（服部英次郎訳『中世哲学の精神』筑摩書房，1974年，下巻156頁）。

5　著作集43頁，Laslett, pp. 85-86.

6　著作集92頁，Laslett, pp. 113-114.

7　著作集307頁，Laslett, p. 309.

8　著作集269頁，Laslett, pp. 289-290.

9　あるイングランド生まれのカトリック司祭の言葉だという。古田拓也『ロバート・フィルマーの政治思想』43頁

10　著作集288頁，Laslett, p. 299.

11　potestas directaについては，以下を参照。H. D. Betz ed., *Religion past & present: encyclopedia of theology and religion,* Leiden: Brill, 2007. X, p.261.

12　著作集285頁，Laslett, p. 298.